

令和8年度 市単事業

裾野市美化センター地下タンク FRP 内面ライニング工事

特 記 仕 様 書

令和8年4月

裾 野 市

目 次

第1章	総則	1
第1節	工事概要	1
第2節	工事主要目	2
第3節	設備機能の確保	2
第4節	材料及び機器	2
第5節	試運転	2
第6節	保証期間	3
第7節	工事範囲	3
第8節	提出図書	3
第9節	正式引渡し	3
第10節	その他	3～4
第11節	請負代金の支払い	4

第2章 設計仕様

1.	機械設備工事	5
1)	地下タンク FRP 内面ライニング	

－ 第1章 総 則 －

本仕様書は、裾野市（以下、「本市」という。）が発注する美化センター地下タンク FRP 内面ライニング工事（以下、「本工事」という。）に摘要する。

第1節 工事概要

1. 一般概要

本工事は、本市が設置、管理している裾野市美化センターの灯油を貯蔵する地下タンク FRP 内面ライニングの更新を行い、老朽化している設備の機能を回復することを目的とする。

本工事に当たっては、生活環境の保全を第一目標とし、外部への二次公害や悪影響を発生させないよう関係諸法規の基準を十分遵守し、万全を期して施工するものとする。

2. 工事名

令和8年度 市単事業

裾野市美化センター地下タンク FRP 内面ライニング工事

3. 工事場所

裾野市 大畑 地内

4. 工 期

令和8年7月31日までとする。

第2節 工事主要目

1. 本工事内容

機械設備工事

1) 地下タンク FRP 内面ライニング

2. 安全衛生管理

本工事における安全の確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置及び必要な機器の予備の確保など）に留意すること。

関連法令に準拠して安全、衛生設備の完備をするほか、作業環境を良好な状態に保つことに留意すること。

物体落下防止のための安全設備（防網、立入区域設定）を設置すること。

保護メガネ、保護手袋等の保護具を着用すること。

第三者災害防止及び飛散防止対策のため、必要に応じて監督員の指示する範囲にバリケード等を設置すること。

第3節 設備機能の確保

1. 適用範囲

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な機器、または性能を発揮させるために当然必要と思われるものについては、明示されていない事項でも工事請負者（以下「請負者」という。）の責任においてすべて完備しなければならない。ただし、本市および請負者とも事前に予知できない事項については除くものとする。

2. 疑義

請負者は、本仕様書を熟読吟味し、もし、疑義ある場合は本市に照会し、本市の指示に従うこと。また、工事施工中に疑義が生じた場合には、その都度書面にて本市と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

第4節 材料及び機器（使用材料規格）

使用材料及び機器は全てそれぞれ用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とし、日本産業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。

第5節 試運転

機器の起動・停止、電源操作、プラント運転操作は、原則として本市が行うものとする。

第6節 保証期間

本工事の保証期間は、正式引渡しの日より5年とする。

なお、施工（検査、部品供給のみ等も含む）の設備部位、機器及び部品において故障または破損を本市が発見し、当該設備部位、当該機器及び当該部品に明らかに瑕疵があった場合は無償で補修を行うものとする。ただし、請負者の責以外の原因による故障、破損ならびに下記の項目は原則的に対象外とする。

- 1) 消耗品、原材料、生産物の損傷
- 2) 一般に発生する磨耗、損傷、腐食及び浸食
- 3) 誤操作等、及び第三者による工事、組立や保守点検に起因する損害
- 4) 当該設備部位、当該機器及び当該部品以外の設備・部位に及んだ損害
- 5) 施工範囲外工事による起因する損害

第7節 工事範囲

本仕様書に定める整備工事の範囲は次のとおりとする。

地下タンク FRP 内面ライニング 1式

第8節 提出図書

1. 工事関係図書

工事施工に際して、事前に本市の承諾を得てから着工すること。

図書は、次の内容のものを2部提出すること。

- 1) 施工計画書
- 2) 実施工程表
- 3) その他必要な図書（監督員と協議によるもの）

2. 完成図書

工事竣工に際して、次の内容のものを完成図書として各2部提出すること。

- 1) 工事報告書
- 2) 工事写真
- 3) その他必要な図書（監督員と協議によるもの）

第9節 正式引渡し

工事完了後、本市が行う検査に合格した旨の通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとする。

第10節 その他

1. 本仕様書に定めていない事項については監督員との打ち合わせによるものとする。

2. 発生材処理

本工事中に発生した廃材は、適正に処置すること。

また、場外にて産業廃棄物の処分を行ったものは、処分証明書（マニフェスト）の写しを提出すること。

3. 関係法令等の遵守

本工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

4. 許認可申請

工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続を請負者はすみやかに行い、本市に報告すること。

5. 施工

本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

1) 安全管理

工事中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努めること。

2) 現場管理

資材置場、工事車両等については、本市の指定した場所を使用すること。
また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

3) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は本市と協議の上、請負者の責任で速やかに復旧すること。

4) 議事録の作成

本工事を円滑に進めるために、定期的に監督員のもとに工事打合せを行うものとする。打合せ事項については、議事録を作成し、速やかに本市に提出すること。

5) その他

- ① 本工事に必要な用水、電力は無償にて貸与する。
- ② 手洗いは場内施設を貸与する。
- ③ 工事期間中は工事用車両の駐車スペースを貸与する。

第 11 節 請負代金の支払い

工事完了後、本市監督員が行う検査に合格した時は、請負代金の支払いを請求することが出来る。

請求書を受理した日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

— 第2章 設計仕様 —

1. 機械設備工事

1) 地下タンク FRP 内面ライニング

【工事内容】

工事の内容は次の(1)～(14)による。

- (1) 残油抜き取り
- (2) タンクマンホール開放作業
- (3) ガス加圧法にて地下タンクに漏洩がないことを確認
- (4) タンク内を洗浄清掃して、油分の除去。
- (5) タンク内ケレン処理(二種素地調整以上とする)
- (6) 板厚測定を実施してタンクの板厚が3.2mm以上あることを確認
- (7) 下地材(プライマー)塗装を実施
- (8) FRPライニングを実施(ハンドレイアップ法)
- (9) FRPの膜厚を測定し2mm以上あることを確認
- (10) ピンホール検査を実施して、異常がないことを確認
- (11) トップコート塗装を実施
- (12) 復旧作業
- (13) 各種消防書類作成及び提出
- (14) 報告書作成及び提出(一般財団法人全国危険物安全協会への施工報告を含む)

その他

- (1) FRPライニング施工については、一般財団法人全国危険物安全協会より認定を受けた事業者であり、地下タンクFRP内面ライニングにおいて、同一の施工にて実績を有する危険物貯蔵設備の特性を理解した業者であること。また、地下タンク等定期点検事業者として定期点検の実施を的確に行なえる業者とする。
- (2) 内面ライニング施工は、職業能力開発促進法に基づく「2級強化プラスチック形成技能士」または、これと同様の知識技能を有する者がライニングの形成及び確認を行うこと。
- (3) 工事を完了時に工事内容に対し保証書を発行すること。保障期間は、施工完了後5年間とする。
- (4) 残油については、指定する保管容器(200Lドラム缶)に抜き取りすること。残油の見込み量は2,000L以下とする。